

*N*<sub>on</sub>-*P*<sub>rofit</sub> *O*<sub>rganization</sub>

---

# 特定非営利活動法人 設立手続の手引

---



玉村町マスコットキャラクター  
「たまたん」

2015年10月

玉村町

## この手引の目的

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を目指す県民の方を対象に、設立手続を中心に関係する法律・条例・規則等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

## 設立申請等に関する相談・出前講座

この手引の他にも、設立に関する次のような相談等を行っていますので、ぜひご利用ください（詳しくは玉村町役場経営企画課へお問い合わせください。TEL 0270-64-7711）。

### ○ 窓口での相談

玉村町役場経営企画課において受け付けています。あらかじめ日時等をご連絡の上お越しください。

### ○ ウェブサイト「玉村町役場公式ホームページ」

本書に掲載されている申請書等の様式を入手（ダウンロード）することができます。

URL : <http://www.town.tamamura.lg.jp/>

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例……群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号）

規則……玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成25年玉村町規則第10号）

住民票…住民基本台帳法に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）長から交付された住民票の写し（市町村長が交付した書面であり、そのコピーではありません。）

## はじめに ～特定非営利活動促進法について～

特定非営利活動促進法（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

NPO法の制定は、阪神・淡路大震災（平成7年）の際、ボランティア活動をはじめとする市民活動がその復興に重要な役割を果たしたことが大きな契機となりましたが、その後、NPO法人は、少子・高齢化の進行など社会経済環境が変わる中で、多様化する社会のニーズを充足する存在として、着実に社会に定着しています。

近年では、行政だけでは実施が困難であった業務を、住民の参加や選択のもとで、NPO等が積極的に公共的なサービス等の提供主体となり、さまざまな分野において共助の精神で活動する「新しい公共」の考え方が広がりつつあり、NPO法人は、その主要な担い手として大いに期待されているところです。

平成24年4月には、改正NPO法が施行され、制度の使いやすさや信頼性の向上等の観点から、これまでの認証制度を見直すとともに、NPO法人の財政基盤の強化を支援するため、新たな認定NPO法人制度がスタートするなど、NPO法人の健全な発展をより一層促進するための仕組みが整備されました。

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これからNPO法人の設立を目指す方向けに、設立の手続等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

本書がNPO法人設立にあたってのマニュアルとして手軽に活用され、今後の市民活動の活性化に役立つことを願っています。